

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、日本デコラックス株式会社と称し、英文では、NIHON DECOLUXE CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 合成樹脂製品の製造及び販売。
2. 土木建築用資材、住宅用建材及び家具木工品の製造並びに販売。
3. 電子機器関連製品の部品の製造及び販売。
4. 不動産の売買、仲介及び賃貸並びに管理。
5. 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する業務。
6. 前各号に付帯又は関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県丹羽郡扶桑町に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の売渡しを請求する権利

(単元未満株式売渡請求)

第10条 当会社の単元未満株主は、株式取扱規約に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- (3) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規約)

第12条 当会社の株式に関する取扱及び手数料等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規約による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて臨時招集する。

(株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株式総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

- (2) 当会社の臨時株主総会の議決権の基準日は、必要に応じてその都度定め公告する。

(招集権者及び議長)

第15条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- (2) 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。

(決議の方法)

第16条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- (2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- (2) 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

- (2) 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

- (2) 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- (2) 当社は、取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第23条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役会の招集及び議長)

第24条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- (2) 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。
- (3) 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の招集及び議長)

第25条 当社の監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長となる。

- (2) 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定への取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務遂行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査等委員である取締役及び社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる契約を締結することができる。

(取締役会規約)

第29条 当社の取締役会に関する事項は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規約による。

(監査等委員会規約)

第30条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規約による。

第5章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第32条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過した場合は、当会社は、その支払義務を免れる。

(2) 前項の金銭には、利息を付さない。

附 則 当会社は、第57回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

1. 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。
3. 本付則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

変更 令和4年6月24日